

「ひらつか子育て応援プラン取組状況評価（暫定版）」に対する御意見について

「ひらつか子育て応援プラン取組状況評価（令和2年度暫定版）」に対する御意見について、次のとおり担当課から回答がありました。

**（施策番号・事業名） 1（1）3 児童虐待防止等ネットワークの充実**

**【ご意見】**

ネットワークの充実・強化の具体的な方法は？

**【回答】**

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、代表者会議及び実務者会議は書面開催としましたが、緊密に児童やその家庭を支援している機関が参加する援助方針会議は通常通りの会議を開催し、対象ケースの現状及び支援方法等について確認しました。このような状況下において、児童相談所とは、進行管理会議を毎月1回開催し、対象ケースの支援等について確認するとともに、進行管理会議の運用について地区別に開催する等見直しました。また、国の「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施により、児童の所属先（保育園、幼稚園、小学校及び中学校）に定期的に状況確認する等、関係機関とのネットワークの充実・強化を図りました。

（担当課：こども家庭課）

**（施策番号・事業名） 1（3）5 地域福祉推進事業**

**【ご意見】**

福祉村の運営にかかる会計処理→何かあったのでしょうか。福祉村の運営は高齢者向けに偏っていないか？

**【回答】**

例年、予算書決算書等の支出内容や費目などについて、福祉村全18地区の会計担当者と共に意見交換を行っております。今年度は新型コロナウイルス感染症に関連し、補正予算で福祉村拠点を安全に運営するための交付金が追加支給されたことや、ふれあい交流活動（サロン）の実施回数が新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少し、補助金の返還等の可能性が予想されましたので、それらに関する会計処理について情報共有を行いました。

町内福祉村は各地区で自主的な運営を行っており、運営協議会等で福祉村の運営方針や実施するふれあい交流等の内容を計画し、主に高齢者の介護予防を中心とした活動を展開しています。

現在は、子育てに関するサロン等多世代交流事業も、各地区のニーズを参考にしつつ、各福祉村のボランティア等が可能な範囲で実施しています。

（担当課：福祉総務課）

(施策番号・事業名) 1 (3) 9 子ども学習支援委託事業

【ご意見】

実施場所を増やせないか。もっと周知させて欲しい。

【回答】

実施場所の増設については、本事業の課題と認識していますが、現在の参加人数であれば1ヶ所での受け入れが可能な状況です。しかし、今後、参加人数の増加した場合には実施場所の増設についても検討していきます。

本事業の対象者は生活保護世帯の中学生と児童扶養手当全部支給世帯の中学生ですが、対象となる全世帯には、個別に生活福祉課及び子ども家庭課で本事業の案内を行っています。

(担当課：生活福祉課)

(施策番号・事業名) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

基本事業(市の取組)

2(1)7 放課後等子どもの居場所づくり推進事業

2(1)8 新・放課後子ども総合プランの推進

#### 【ご意見】

放課後児童クラブのニーズは高いと取組状況評価にはあり、基本事業には指導者や場所の確保に課題があるとの評価がある。数年この状況に変化がないが、実現に向けてどのような取組をすべきと考えているか。見込が実績を上回っているのは十分にフォローできているのか？それとも学童を選ぶニーズが予測ほど伸びずに子育て支援が不十分であるということか？

#### 【回答】

放課後児童クラブについて

小学校の児童数は減少傾向ですが、放課後児童クラブ(学童保育)の登録児童数は増加傾向にあります。今後も運営者と十分に連携し、利用者数の増加が見込まれる地区の既存クラブを分割するため、指導員及び小学校の余裕教室を中心とした施設の確保を計画的に行い、受け入れ児童数の拡充を図ってまいります。

また、令和2年度の放課後児童クラブ実績値は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用を控える児童が多く、見込値を下回る結果となりました。

(担当課：青少年課)

放課後子ども教室について

放課後子ども教室は、家庭にかわる生活の場として実施されている放課後児童クラブとは異なり、全児童を対象として体験や交流活動を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的としているため、地域の実状に合わせて実施を検討していくものです。

本市では、現在2か所で放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室を学校施設内に設置しておりますが、民間事業者等に委託するのではなく「地域の子どもは地域で育てる」という観点から、地域団体や地域の方々による運営を行っていただいております。

放課後子ども教室を開催するには、地域の子どもを地域で守るという機運の高まりと、地域で受け皿となる組織の確立や活動を牽引する指導者の確保及び学校の余裕教室等の提供が必要です。今後も庁内関係各課とも連携して広く情報を収集し、実施を希望する地域や学校の把握に努めていきたいと考えております。

(担当課：社会教育課)

**(施策番号・事業名) 2(2)1 子育て支援センター事業**

**【ご意見】**

コロナ禍とは言え、フィジカルなコミュニケーションが断たれて孤立化する親へのケアを考えると、閉所や電話窓口設置で果たして対応しきれていたのか？

**【回答】**

令和2年4月7日から5月25日までの緊急事態宣言期間、本市の公共施設の対応は、一部の施設を除き、感染症拡大防止のため利用中止や臨時休館とし、子育て支援センターについても同様に臨時休館としました。そのような中、利用者から子育て支援センターに遊びにいけず、子どもと2人だけの時間が増え、つらかったという声もあり、子育ての孤立を防ぐためにも再開後は、感染症対策を徹底したうえで、継続して開所をするように取り組んできました。また、令和3年1月8日からの緊急事態宣言期間においても、入場者数を制限するなどの感染症対策を講じながら開所を継続しています。

(担当課：保育課)

**(施策番号・事業名) 2(5)1 母子・父子相談の充実**

**3(2)2 スクールカウンセラー派遣事業**

**3(2)3 スクールソーシャルワーカー派遣事業**

**5(2)②1 思春期の教育の充実**

**5(4)③3 障がい児保育**

**【ご意見】**

関わる人員に対する給与は相応に支払われているか。人員不足ではないか。十分な支援が出来る体制か。

**【回答】**

**2(5)1 母子・父子相談の充実**

会計年度任用職員の母子・父子自立支援員を1人配置しています。他市では、複数人配置している自治体もあるが、これらの自治体では児童扶養手当等、相談業務以外にも対応しています。当市においては、ひとり親の相談や関係制度の案内等、ひとり親の生活支援を中心に対応しています。報酬や支援に係る人員については、時間外業務や休暇取得の実績から現状では問題ないと考えています。

(担当課：こども家庭課)

**3(2)2 スクールカウンセラー派遣事業**

**3(2)3 スクールソーシャルワーカー派遣事業**

スクールソーシャルワーカーについては、3名体制で各学校からの要請のあった支援について対応しております。他市町の状況について今後も情報を収集し、より適切な運用になるよう努めてまいります。スクールカウンセラー13名の報酬は、県及び他市の同じ業務の職員と比較すると、十分ではないと認識しています。現在全小学校に毎週1回、中学校13校には県のスクールカウンセラーと合わせ週1~2回、一日を通した派遣ができていていることについては、他市町の状況よりも手厚いものととらえています。市内中学校15校全校に週2回派遣できるよう今後も取り組んでまいります。

(担当課：子ども教育相談センター)

### 5 (2) ②1 思春期の教育の充実

思春期教育については各校の考えがあるため、事前に調査し、希望する学校に対応しています。保健師・助産師によるチームで対応していますが、今のところ学校の希望の通り実施しており、賃金不足や人員不足で対応できない状態ではございません。

(担当課：健康課)

### 5 (4) ③3 障がい児保育

支援が必要なお子さんを預かる人件費について、公立は給料や報酬を、民間は補助金を施設に支給しています。

支援が必要なお子さんを預かる体制は、公立保育所は園児3人に対し保育士1人を配置、民間保育所は実質園児2人に対し保育士1人を配置できるように補助金を支給、公立幼稚園は園児2人に対し介助員1人を派遣、民間幼稚園は対象園児1人に対して要綱に基づき補助金を支給することで、健常児の教育・保育とは別に、人的に手厚いフォローができるよう支援体制をとっています。

また、未就学児は就学児に比べ、より細心の注意を払う必要があることから、その関わりについて、各施設、教育及び保育主管部署、発達支援室「くれよん」と連携強化を図るとともに、保育士などのスキルアップを図るため、専門的知識を持った「発達コーディネーター」の育成を実施しています。

(担当課：保育課、こども家庭課、学務課)

### (施策番号・事業名) 3 (1) 13 放課後自主学習教室事業

#### 【ご意見】

4校でのみ実施というが、この学校の選定方法は？実施校、サポート人員共に増やせないか。

#### 【回答】

○4校でのみ実施というが、この学校の選定方法は？

- ①地域に、放課後や土日学習を見てくれるような団体がない学校
- ②学区があまり広くない学校
- ③児童数が比較的多い学校
- ④全国学力学習状況調査において、平成30年度の設定問「放課後に何をして過ごすことが多いか」に「塾等で学習している」と答えた児童が比較的少なかった学校
- ⑤全国学力学習状況調査において、平成31年度の設定問で「家で自分で計画を立てて勉強している」と答えた児童が比較的少なかった学校

以上のような点から総合的に判断し、選定しています。

○実施校、サポート人員共に増やせないか。

令和2年度はコロナ禍であまり実施ができなかったため、令和3年度は引き続き同じ学校で実施しますが、今後実施校を増やすことも検討しています。また、人員を増やすという観点からも東海大学の学生ボランティアの活用を検討しています。

(担当課：教育指導課)

(施策番号・事業名) 5 (1) ②1 乳幼児健康診査

5 (1) ②2 乳幼児期の相談の充実

【ご意見】

例年、受診率は80%後半～90%台とあるが、市の案内によると実施日はすべて平日日中となっている。子どもの受診に来院する比率は父母では母親負担が多くないか？という疑問があるがその点を確認したい。

【回答】

乳児の相談や教室へは母親の参加が多い傾向にありますが、最近は父親も一緒に参加する場合も見受けられます。また、幼児健康診査においては、父親のみが連れてくる場合も見られます。夫婦で協力しながら育児を行っている傾向があります。

本市の幼児健診には職員以外に、小児科医・歯科医師・心理相談員など複数の専門家が関わり、様々な角度から幼児の健康を観察・評価しますが、土日にすべての専門家をそろえて定期開催することは非常に難しいと思われまます。また、健診結果や相談内容によってはすぐに関係部署や専門機関への紹介・連絡調整を必要とする場合がありますが、土日ではそれができず、結果的には平日開催の方が確実な支援につながりやすいと考えております。なお、法定の幼児健診は、1歳6か月と3歳の2回で、それぞれの所要時間は1.5～2時間程度で、対象者に対して1か月前に文書で通知しています。健診未受診者には電話、訪問、文書などの手段を通じ、全数把握に努めています。

(担当課：健康課)